1. 件 名

(長期継続契約) 市川市自転車置場精算機賃貸借 (南行徳駅第1自転車置場 外3箇所)

2. 賃貸借期間

令和8年2月1日から令和14年1月31日まで

3. 施行場所

南行徳駅第1自転車置場(市川市相之川4丁目7番7) 外3箇所(別紙1のとおり)

- · 南行徳駅第1自転車置場(市川市相之川4丁目7番7)
- · 南行徳駅第2自転車置場(市川市相之川4丁目5番地先)
- · 南行徳駅第3自転車置場(市川市南行徳1丁目20番5地先)
- ・ 南行徳駅第4自転車置場(市川市相之川4丁目15番6地先)
- 4. 納入期限

令和8年1月31日

5. 賃貸借物件及び数量

別紙2のとおり

6. 設置機器の仕様

別紙 2 にて記載の製品型式番号は参考品番であり、事前に性能を確認するため、設置する機器のカタログ又はメーカーの証明書等を、「市川市一般競争入札参加申請書」に添付し、入札書類提出期限までに交通計画課(駐輪・駐車施設担当)に提出することとする。

参考品番の製品を選択する場合も同様とする。

7. 賃貸借物件の機器の性能・規格

別紙3-1から3-4のとおり設置するものとする。

(1) 精算機

- ①1,000円紙幣、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、10円硬貨が使用でき、つり銭機能(硬貨は循環式)を有すること。
- ②領収書が発行できること。
- ③キャッシュレス決済が可能なシステムとすること。
- ④ジャーナルは現金支払とキャッシュレス決済との、金額及び件数を区別して表示できること。

8. 納品物件

「5.賃貸借物件及び数量」に示された物件に係る以下のドキュメントを提出期限まで に提出すること。

番号	納品ドキュメント	提出期限
1	機器配置図、施工図等	契約日から14日以内
2	体制図 (納入後の連絡先を含む)	契約日から14日以内
3	賃貸借物件に関する取扱説明書	「4.納入期限」のとおり
4	賃貸借物件に関する保証書(写しでも可)	「4.納入期限」のとおり
5	納入物件一覧	「4.納入期限」のとおり

9. 契約不適合責任

賃貸人は、賃貸借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その 他契約の内容に適合しないものがあるときは、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不 足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。

10. 動産総合保険の付保

契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保する。

11. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

12. 秘密の保持

賃貸人は、この作業により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様 する。

13. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

14. 賃貸借物件の撤去

賃貸借期間満了後、賃借人からの指示があった場合は、賃貸人の負担により賃貸借物件を撤去することとする。ただし、市川市が賃貸借物件の再リースを申出たときは、これに応じるものとし、当該賃貸借期間満了後に賃貸人の負担により賃貸借物件を撤去することとする。

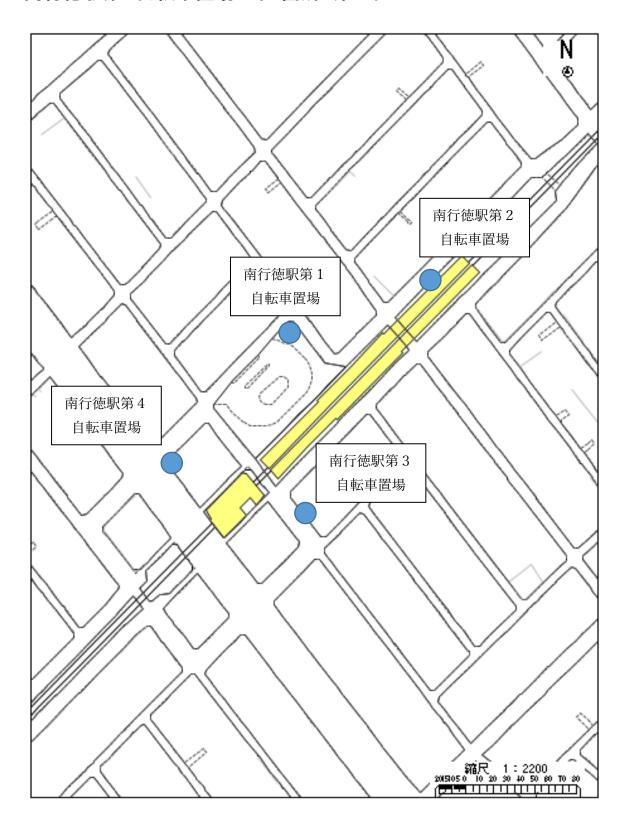
15. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度。賃借人、賃貸人双方で協議の上、

取り決めるものとする。

- (2)契約の履行上疑義が生じた場合は、賃貸人は市川市と協議の上、その指示に従うこと。
- (3)機械警備・保守点検・料金徴収等については「市川市自転車等駐車場入退場管理装置」に係る委託業者と調整を行うこと。
- (4) 賃貸人は暴力団等排除に係る契約解除に関する特約事項を遵守すること。

南行徳駅第1自転車置場 外3箇所 案内図



○南行徳駅第1~4自転車置場

品名	メーカー	製品型式番号	点 検	数量	
		(参考品番)	頻度		
集中精算機	東海技研	GBRT-20	6 M	各1台	計4台
電子マネーユニット	東海技研	GBRT-20	6 M	各1台	計4台
機器付きテント	東海技研	TKPL-10	6 M	各1台	計4台
利用案内看板	東海技研	GAPL-10	6 M	各1台	計4台
オートフォン及びオート	東海技研		1Y	各1台	計4台
フォン BOX					
サテライト BOX	東海技研		目視	各1台	計4台
			*		

- ※①工事範囲はゲート設置部分コンクリート基礎工事、埋設配管工事は含まない。
- ※②機器設置に伴う配線材料費、部材等運搬費、工事、安全対策費を含む。

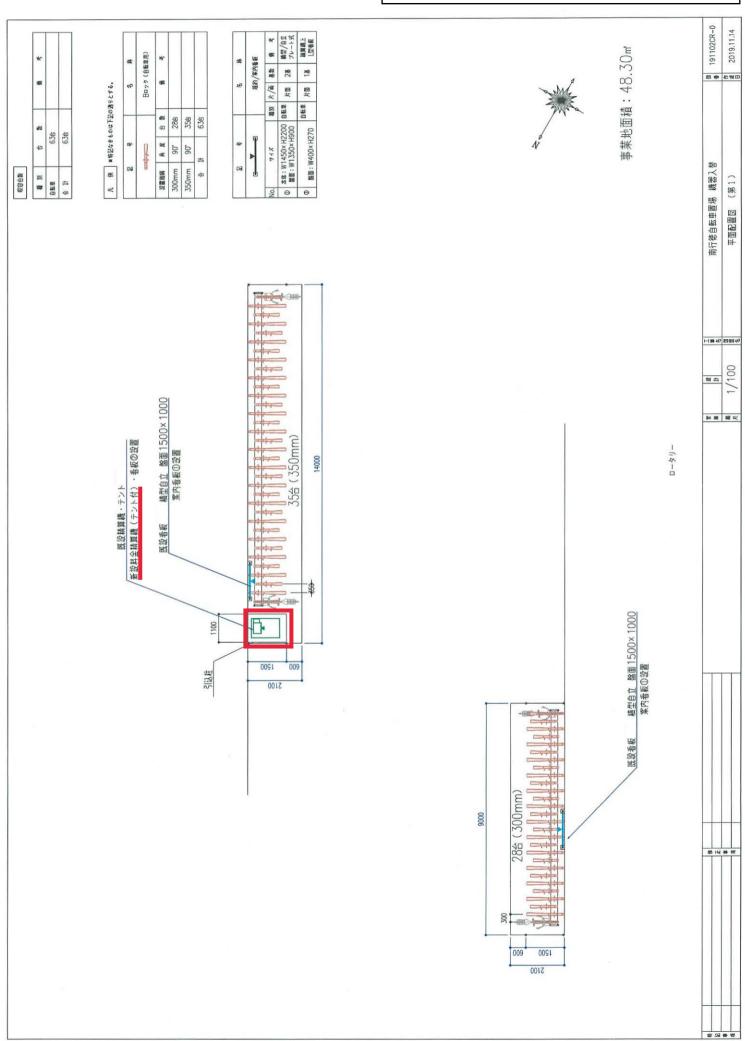
なお、機器に関しては賃借人の指示に従うこと。

※③賃貸借期間終了後の機器の撤去・現状復帰に係る経費を含む。

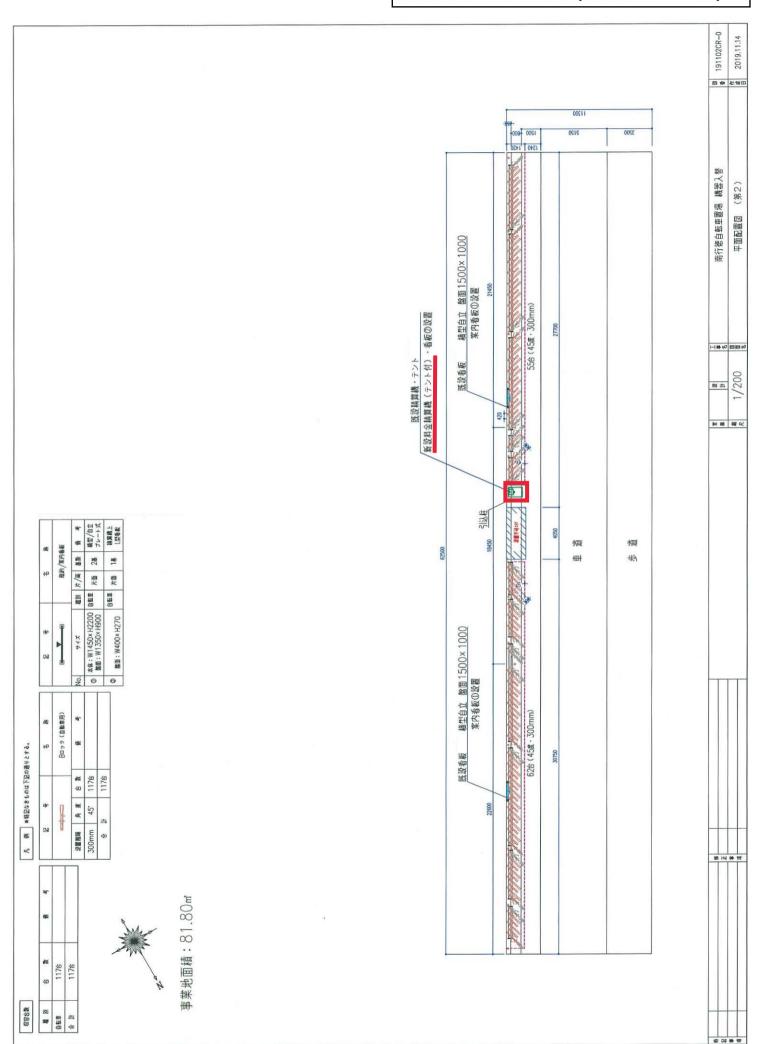
なお、撤去に関しては、賃借人の指示に従うこと。

※④仕様書中の製品については同等品以上ものとし、上記以外の機種を選定する場合は、事前に市の承認を得ること。

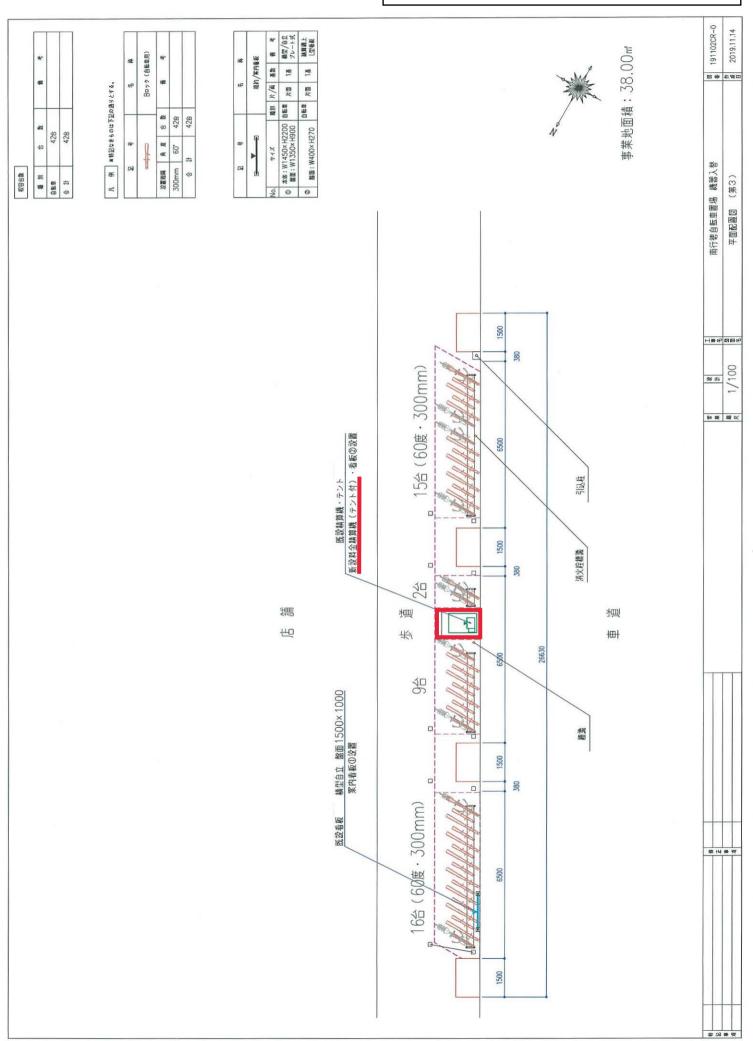
別紙3-1 南行徳駅第1自転車置場(設置台数:63台)



別紙3-2 南行徳駅第2自転車置場(設置台数:117台)



別紙3-3 南行徳駅第1自転車置場(設置台数:42台)



別紙3-4 南行徳駅第1自転車置場(設置台数:45台)

